

## 加古川市浄化槽維持管理費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）に基づく浄化槽の適正な保守点検、清掃及び法定検査（以下「維持管理」という。）に係る事業に対し補助金を交付することにより、法定検査の実施率の向上並びに、適正な保守点検及び清掃の促進を図り、生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、早期に生活環境及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 法第2条第1号に規定する浄化槽で、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年3月30日厚生省令第17号。以下「規則」という。）第1条の2に基づく基準に適合し、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合する設備又は施設をいう。
- (2) 保守点検 法第2条第3号に規定する浄化槽の保守点検をいう。
- (3) 清掃 法第2条第4号に規定する浄化槽の清掃をいう。
- (4) 法定検査 法第7条第1項及び法第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査をいう。
- (5) 浄化槽管理者 浄化槽の所有者、占有者その他の浄化槽の管理について権限を有する者で、浄化槽の維持管理を行っているものをいう。
- (6) 集合処理区域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の9第1項に基づく加古川市生活排水処理計画において、公共下水道又は農業集落排水処理施設で排水処理することとされている地域をいう。

### (対象区域)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、加古川市の区域のうち、次に定める区域を除く区域とする。

- (1) 集合処理区域
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められた同法第8条第1項第1号の区域のうち、工業専用地域（補助金の交付対象者）

第4条 市長は、対象区域内において10人槽以下の浄化槽の維持管理を適正に行っている浄化槽管理者に対して補助金を、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく浄化槽設置の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく建築物の建築等に関する確認を経ずに浄化槽を設置している者
- (2) 法定検査を受検していない者又は法定検査の受検結果において、不適正の判定を受け、改善を行っていない者
- (3) 集合処理区域外で公共下水道の供用及び下水の処理の開始を受けた者
- (4) 暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）である者
- (5) その他市長が不相当と認める者

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、維持管理及び浄化槽の稼働に係る電気代に要する費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、浄化槽1基につき2万円とする。

（補助対象期間）

第7条 補助対象期間は、1浄化槽につき補助金の初回の交付申請年度から15年間とする。

2 補助回数は1年度につき1回とし、15年の間で最大15回とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、浄化槽維持管理費補助金交付申請（請求）書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請及び請求しなければならない。

- (1) 浄化槽法定検査結果書の写し
- (2) 保守点検及び清掃を実施したことが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請の期間は、法第11条第1項に規定する検査を受検した日から4カ月が経過する日（3月16日から3月31日までを除く。）までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 初回の交付申請日は令和15年3月15日までとする。

（交付の決定及び確定通知）

第9条 市長は、前条に規定する申請書を受領したときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは浄化槽維持管理費補助金交付決定（確定）通知書（様式第2号）により、交付

しないと決定したときは浄化槽維持管理費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき
- (4) 暴力団等であつて、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (5) その他この要綱に違反したとき

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、浄化槽維持管理費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、浄化槽維持管理費補助金返還命令書（様式第5号）によりその返還を命じなければならない。

（報告等）

第12条 市長は補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、必要があると認めるときは、補助事業に関し、補助事業者へ報告させ、又は当該職員に実地調査を行わせることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（改正前の附則の削除）

第2条 平成27年4月1日施行附則第2条を削除する。